

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第五十一条第三項第一号口の表(注2)②の改正規定、第二条中漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第五十一条第三項第一号口の表(注2)②の改正規定並びに第三条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第五十六条の二第三項第一号口の表(注2)②及び第二百六十一条の表(注2)の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第二号及び別紙様式第三号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。